

吉野川 意見を聴く会」を傍聴して
 一河川整備計画への住民参加は進んだか一

2006.9.2

青の革命と水のガバナンス第15回研究会

河川行政と住民参加の流れ

- 97年 河川法改正 (環境重視 住民参加)
- 各地でダム審・円卓会議など試行
- 00年 住民投票 可動堰白紙 細川内中止
- 01年 吉野川懇談会提言
- 淀川流域委 設置
- 03年 肱川流域委 設置 (逆行か?)
- 06年 吉野川で意見聴取方式の試行

住民投票後の吉野川

- 2000 テーマ1 第十堰問題をどうするのか
 テーマ2 基本方針と整備計画づくり
- 2001 住 民 整備計画に向け住民案づくり
 第十堰保全案 緑のダム研究
- 2002 国交省 流域住民アンケート(だけ)

特徴 国交省、議論にきわめて消極的な姿勢

動き出した吉野川

- 04 よりよい吉野川づくり発表
- 05 9月基本方針の審議始まる
- 9月河川分科会へ申し入れ
- 11月吉野川水系河川整備基本方針策定
- 12月河川局長対談 (3原則の約束)
- 2度の四国地整懇談
- 06 5月河川整備計画策定に向けて発表
- 6月河川整備計画 (素案)発表

「よりよい吉野川づくり」に向けて

04.4国交省四国地整

目的

- 1 洪水被害を最小にする総合的治水策
- 2 安定的水利用
- 3 残された豊かな河川環境を後世に継承

取り組み方法

- 1 「河川整備」と「抜本的な第十堰対策」に分けて検討する
- 2 徹底した情報公開と住民参加でおこなう
- 3 第十堰については、「吉野川水系を現状より少しでも良くするため、可動堰にはこだわらずに、これまで検討していない可動堰以外の方法について検討を進め、あらゆる選択肢について評価を行って決める」 必要な補修は適宜行う

「吉野川水系河川整備基本方針」

05.1国土交通大臣

- 1 新河川法の吉野川への具体化 (8年ぶり)
 一開発工事 (工実) から保全利用への実質的転換なるか
- 2 4ダムの見直しと堤防強化路線へ
 ー02吉野川フルプラン (水需要の抑制、予測、ダム)
- 3 基本高水 24000m³/s おなじ
 計画高水 18000m³/s おなじ
- 4 治水上支障となる既設固定堰については、必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」
 「既設固定堰の改築を行って洪水の安全な流下を図る」

わずか3回、実質2時間の審議。住民参加なし。

吉野川水系河川整備計画(素案)」

06.6国交省四国地整

- 1 対象期間30年。目標は平成16年23号規模の洪水にあふれず、破堤せず、内水氾濫おこさず。築堤、強化、掘削」
目標流量:19400m³/s 河道流量:16600m³/s(5ダムで調整)
- 2 ダム管理 流木、堆砂対策 ダム洪水調節容量の増大など
- 3 旧吉野川今切川 「昭和50年台風5号規模を対象に築堤、掘削」堤防耐震対策など」
- 4 利水 考慮する」検討する」努める」
- 5 環境保全 「レキ河原、水際環境、河道内樹木、瀬淵、水害防備林、河口干潟、連続性」 努める」
- 6 景観保全 「吉野川らしい景観」 努める」
- 7 水質保全 「早明浦ダム濁水改善」 努める」
- 8 河川空間の利用 「人と川の共生、交流促進」 努める」

整備計画素案の問題点

- 1 施設に偏重し総合的治水策がない
- 2 超過洪水対策がない
- 3 利水計画がまったくない
- 4 環境保全目標がない
- 5 森林の機能の記載がない
- 6 複数案がなく住民参加がしにくい

吉野川水系河川整備計画の策定に向けて」 平成18.5国交省四国地整

- 1 吉野川の河川整備(直轄管理区間)」と抜本的な第十堰の対策のあり方」の2つに分けて検討する
- 2 吉野川の河川整備の検討方法
 - 吉野川学識者会議
 - 流域住民の意見を聴く会
 - 市町村長の意見を聴く会
- 3 抜本的な第十堰対策の検討方法 先送り
まず平16年洪水の基礎調査から始める

策定に向けて」の秘密主義と説明責任放棄

- 1 なぜ「流域委員会」を採用しなかったか。
- 2 なぜ「吉野川懇提言」を採用しなかったか。
- 3 なぜ「意見聴取方式」というしくみの決定を、秘密に進め、説明に応じなかったのか。
- 4 なぜ懸案の第十堰を先送りしたのか。吉野川流域で第十堰が最も危険と言っていたのに、なぜ先送りして整備計画ができるのか。

可動堰復活の懸念はあるのか

- 1 治水上支障となる既設固定堰については、必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」
- 2 白紙」の意味 - 治水上支障」が残ったこと
- 3 歴代河川局長発言、推進期成同盟会、推進NPO法人設立、知事の及び腰
- 4 平成17年度吉野川河川整備基本方針検討業務委託報告書は、問題を蒸し返すのか
- 5 いまの「意見聴取方式」では第十堰の審議は困難

吉野川流域住民の意見を聴く会」 グラウンド・ルール

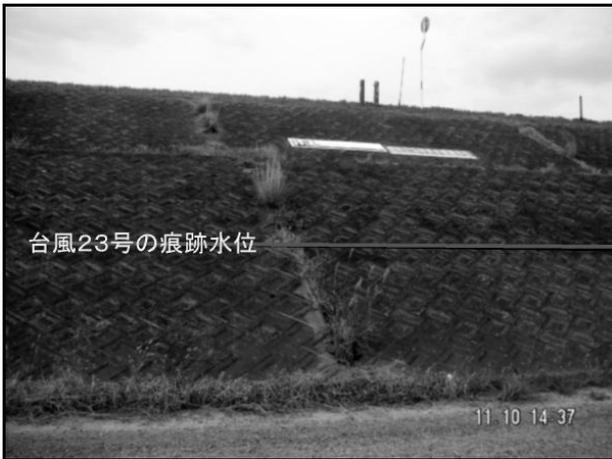
- 1 「住民意見を適切に反映させる」目的で設置
今年度3回開催予定(時間にこだわらない)
- 2 国交省が開催方針運営方針を決定
- 3 ファシリテータが各回の進行方針を決定
- 4 ファシリテータは中立独立の機関として関与
(国交省とNPO法人コモンズとの委託契約)

「吉野川流域住民の意見を聴く会」 に参加して (徳島会場)

- 1 質疑時間はわずか1時間余。論点は一人2点に限定された。意見発表は109名中12名。
時間の絶対的不足
- 2 国交省のはぐらかしや無回答に対し、再質問の禁止あるいは制約。議論の保証
- 3 陳情を受ける会の運営スタイルになっている
素案の検討には 複数案の提示
データの提示が必要
- 4 NPOの参加の場がない
テーマごとの検討の場が必要

「学識者会議」と市町村長の意見を 聴く会」

- 1 委員の人選を一方向的に決めた。どんな役割を担うのか不明。お墨付き機関の懸念
- 2 新たな治水策の意見は出なかった。(総合治水、超過洪水対策、森林の治水機能など) 追加人選
- 3 テーマ分科会を設置して徹底議論すべき。
- 4 傍聴者の発言を認めるべき。
- 5 市町村長の会は、陳情型意見が多いなか、徳島市長はビジョン報告書の検討を求めた。上流域の首長からも森に関する同種の意見が出た。本格的な検討の場を作るべき。



台風23号の痕跡水位

11 10 14 37



11.09.20.11



吉野川の堤防 一部流失

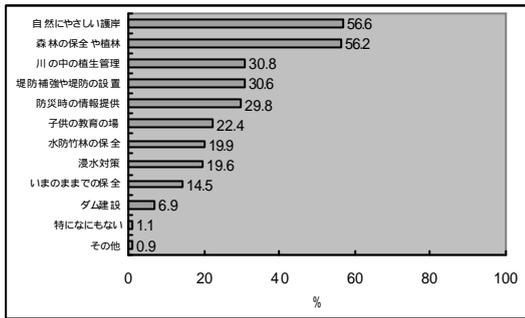
徳島市の北岸
台風16号で計600mの
強度は問題なし

吉野川

四国山脈石鎚山系瓶ヶ森の南を源とし、中央構造線に沿って東西に流れる四国随一の大河。

| | |
|------|---------------------------|
| 全長 | 194km (17位) |
| 流域面積 | 3750km ² (12位) |
| 基本高水 | 2400? 秒 (1位) |
| 計画高水 | 1800? 秒 (2位) |
| 既往最大 | 1450? 秒 |
| 森林面積 | 83% |
| 人工林率 | 65% (全国40%) |

安全で安心な暮らしをするために何が必要ですか



堤案は「森林保全、植林による保水及び洪水・濁水の緩和」が最も多い。

2002国交省流域アンケート